

社会福祉法人 福成会

「福成会を支援する会」趣意書

社会福祉法人福成会は、平成2年に社団法人尼崎市知的障害者育成会を母体として設立され、尼崎市西昆陽に「清流園」がオープンいたしました。以来、逐次施設を整備し、現在、通所6事業所3分場、グループホーム8住居、ショートステイ、就労・生活支援センター、就労支援の10事業を運営しています。利用者350人職員総数160人を超える法人です。

福成会の基本理念

- いつも笑顔でいたい
- 安心して暮らしたい
- みんなと共にこのまちで
- そんな願いを支えたい

福成会の運営方針

- ・一人ひとりの思いを尊重し
利用者から信頼される支援を行います
- ・誰もが地域で自分らしく
暮らすために必要な支援を行います
- ・地域の人たちと共に考え協力しながら
計画的で安定した事業運営を行います

「福成会を支援する会」は福成会の基本理念と運営方針を理解し、その活動を後援し、それを通して障害者を「理解し合い、支え合い、尊重し合う」心を学び、地域の一人ひとりの力で「共に生きる健やかな社会」を育むことを目的としています。

平成28年4月1日

福成会を支援する会

会長 辻村拓夫

社会福祉法人 福成会

福成会を支援する会設置要綱

(趣旨)

第1条 社会福祉法人福成会（以下「福成会」という。）は、利用者の意向を尊重して福祉サービスが総合的に提供されるよう創意工夫し、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的としており、この趣旨に賛同し、福成会の事業を援助するため福成会を支援する会（以下「会」という。）を設置する。

(場所)

第2条 この会の事務所を、社会福祉法人福成会内に置く。

(役員)

第3条 この会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 理事 若干名
 - (3) 監事 2名
- (役員任期)

第4条 この会の役員任期は2年とする。但し、留任を妨げない。

2 役員が退任したときは、その後任者の任期は前任者の残任期間とする。

(会員)

第5条 この会の会員は、次のとおりとする。

- (1) 個人会員は、福成会の趣旨に賛同して会員となった個人
 - (2) 団体会員は、福成会の趣旨に賛同して会員となった法人又は団体
- (会員の入、退会)

第6条

会員になろうとする者は、入会申込書に第7条に定める会費を添えて会長に申し込むものとする。

2 会員は、退会しようとするときは、会長に退会届を提出するものとする。

(会費)

第7条 会員は、会費を納入しなければならない。

2 会費は、年額とし、次のとおりとする。

- (1) 個人会員は、一口 3,000円とする。
- (2) 団体会員は、一口 10,000円とする。

3 会員が、退会したときは、既に納入した会費は返還しないものとする。

(補則)

第8条

この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、会長が別に定めるものとする。

付則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。